



東京文化財ウィーク

日本帝国憲法  
第二篇 公法

第一章 国民ノ権利

左ニ掲クル者ヲ日本国民トス

一 凡ソ日本国内ニ生ル、者

二 日本国外ニ生ル、凡ソ日本国人ヲ父母トシ

三 皈依ノ儀ヲ得タル外国人

但シ皈依ノ儀ハ外国人カ享有スヘキ其權利

左ニ掲クル者ハ政權ノ受用ヲ停閉ス

一 外形ノ無能一癡疾ノ類一心性ノ無能一

ニ 禁欲若クハ配流ノ審判

但シ期滿シハ政權剝奪ノ禁ヲ解ク

左ニ掲クル者ハ日本国民ノ權利ヲ失フ

一 外国ニ皈依シテ外国ノ籍ニ入ルモノ

ニ 日本国帝ノ允許ヲ經スルヲ外國政府ヨリ官職普任者トシテ

恩賜金ヲ受クル者

日本国民ハ各自ノ權利自由ヲ達ス可シ他ヨリ保護ス可シ

日本国民ハ同意許スルノ財産智識ノ者ハ國可及ノ發言ヲ爲シ之ヲ認スルノ權利ヲ有ス

凡ソ日本国民ハ族籍位階ノ別ヲ問ハズ法律上ノ權利タル可シ

凡ソ日本国民ハ日本帝國ニ於テ同一ノ法律ヲ可シ地方及門閥若クハ一人一族ニ與アルノ

凡ソ日本國ニ在居スル人民ハ内外國人ヲ論ビテ保護ス

# 『五日市憲法草案』を読みとく

～「第二篇 公法 国民ノ権利」はどのように構想されたか～

2023

10/28(土) ▶ 11/5(日)

am 10:00 ▶ pm 5:00

11/3(金) 休館 入場無料

あきる野市中央図書館 1階エントランス・2階 会議室

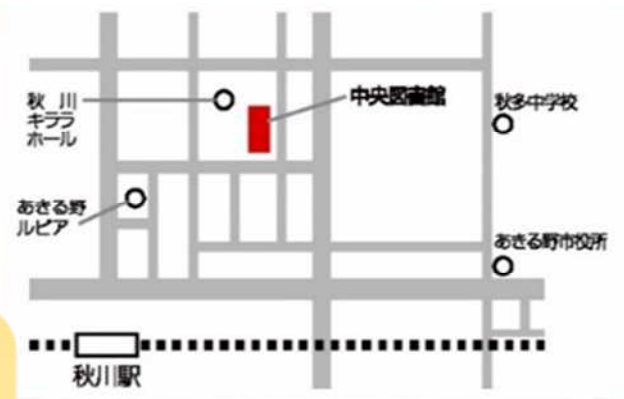
《展示担当者による展示解説》全2回(内容同じ)

10/29(日)・11/5(日) 午後2時～午後3時

定員 各回20人(申込み順)

申込方法 10/15(日)午前10時から

中央図書館へ電話か直接窓口で申込み



あきる野市中央図書館  
あきる野市秋川1-16-2  
(JR五日市線 秋川駅 (北口)下車 徒歩7分)

主催:あきる野市教育委員会・あきる野市中央図書館 (TEL:042-558-1108)